

「令和4年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果」のポイント

令和4年12月、奈良労働局より、令和4年「障害者雇用状況」の集計結果が公表されました。
以下に、内容のポイントをご紹介します。

1. 調査の概要

「障害者の雇用促進に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することを義務づけている。

奈良労働局では、同法に基づき、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めている。今般、県内の民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」の集計結果をとりまとめた。

2. 民間企業における雇用状況

法定雇用率2.3%が適用される一般の民間企業（常用労働者数43.5人以上規模企業）数は、699社（前年比5社減少）となり、雇用されている障害者数は、2,834.5人（前年比0.5人増加）となっている（図表不掲載）。

* 障害者の数について

障害者は①身体障害者②知的障害者③精神障害者に大別されるが、うち重度身体障害者、重度知的障害者は2人としてカウント、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者は1人としてカウント、身体障害者、知的障害者、精神障害者である短時間労働者は0.5人としてカウントする。

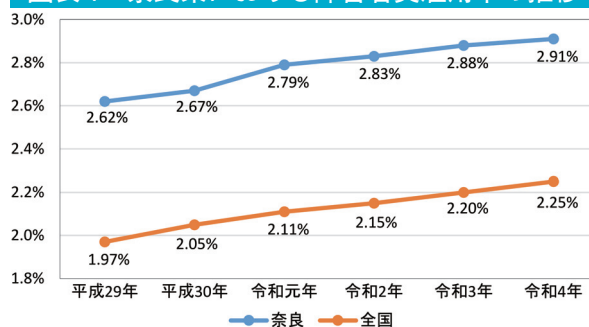
奈良県の障害者実雇用率は2.91%で、8年連続で過去最高を更新しており、今回の調査では前年を0.03ポイント上回っている（図表1）。全国の実雇用率2.25%と比べると0.66ポイント高くなっており、近隣他府県と比べても高く、今回の調査では全国2位となった（図表2）。全国最下位の東京（2.14%）と比べると0.77ポイント高くなっている。全国1位は沖縄県の2.97%であった。

* 実雇用率…実際に雇用されている障害者の割合。

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{雇用する常用雇用労働者の数}}$$

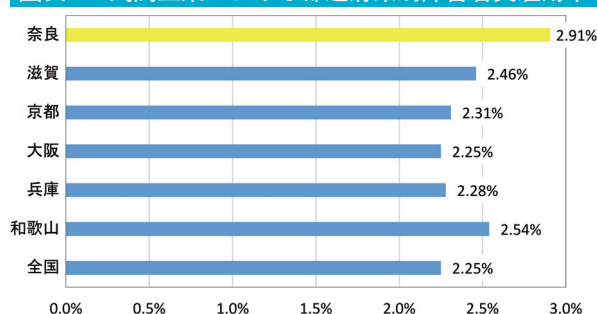
また、雇用されている障害者2,834.5人のうち、

図表1：奈良県における障害者実雇用率の推移



出典：「令和4年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果（奈良労働局）」を当研究所にて一部加工（以下同じ）

図表2：民間企業における都道府県別障害者実雇用率



身体障害者は1,385.0人（前年比58.5人減少）、知的障害者は996.5人（同23.5人増加）、精神障害者は453.0人（同35.5人増加）となっている（図表不掲載）。

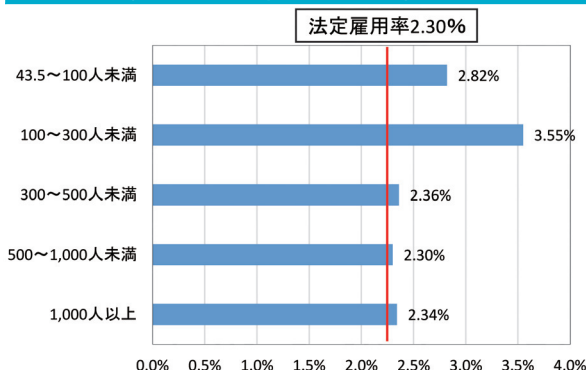
・法定雇用率の達成状況

調査対象699社のうち、法定雇用率2.3%を達成している企業は448社で、前年より15社増加しており、雇用率達成企業の割合は64.1%（前年比2.6ポイント増加）となっている（図表不掲載）。

・企業規模別にみた実雇用率

43.5～100人未満規模（2.82%）、100～300人未満規模（3.55%）、300～500人未満規模（2.36%）、500～1,000人未満規模（2.30%）、1,000人以上規模（2.34%）のすべての企業規模で法定雇用率を達成している（図表3）。

図表 3：奈良県の企業別にみた障害者実雇用率

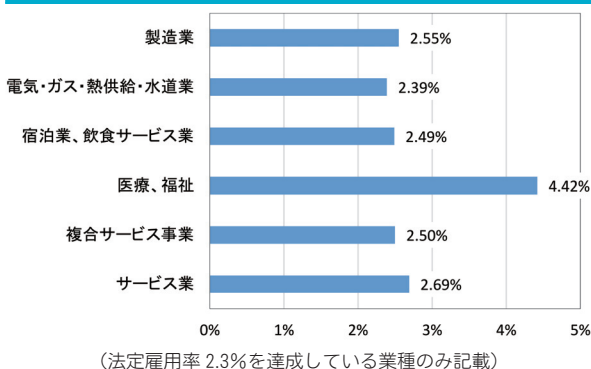


・産業別にみた実雇用率

製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業の6業種で法定雇用率を上回っている（図表4）。

一方、農・林・漁業、建設業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業では法定雇用率に達していない（図表不掲載）。

図表 4：奈良県の産業別にみた障害者実雇用率



3. 県及び市町村等の機関における在職状況

国及び地方公共団体の機関は、障害者を率先して雇用すべき立場にあることから、民間企業よりも高い雇用率が定められている。県内の地方公共団体における在職状況については、法定雇用率 2.6% が適用される機関（職員数 38.5 人以上規模の機関）では、実雇用率 2.74（前年比 +0.16 ポイント）で、報告対象機関のうち未達成機関は 3 機関あり、在職している障害者は、身体障害者 407.5

人、知的障害者 35.5 人、精神障害者 81.0 人となっている。

また、法定雇用率達成機関の割合をみると、奈良県は前年比 +15.5 ポイントの 99.3% であった。全国の 76.1% と比べても 17.2 ポイント高くなっており、県内の地方公共団体では、障害者雇用への取り組みが進んだことがうかがえる。

4. 特殊法人における雇用状況

法定雇用率 2.6% が適用される一定の特殊法人（常用労働者数 38.5 人以上規模の法人）については、実雇用率 2.81%（前年比 +0.16 ポイント）で、報告対象機関のうち未達成機関は 1 機関あり、在職している障害者は、身体障害者 56.5 人、知的障害者 47.0 人、精神障害者 27.0 人となっている。

本調査結果によると、奈良県の民間企業における障害者実雇用率は 8 年連続で過去最高を更新し、都道府県別では全国 2 位となった。雇用されている障害者数の種別では、身体障害者の数はほぼ横ばいで推移しているが、知的障害者と精神障害者の数が増えている。

障害者雇用をさらに進めるにあたって課題もある。厚生労働省「平成 30 年度障害者雇用実態調査結果」によると、「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」「職場の安全面の配慮が適切にできるか」という声もあるが、障害者がどのような仕事をどのように行うのか、という情報が少なく、想像しにくいことが一因であると思われる。障害者を雇用する立場や障害者とともに働く立場にある人々が、まずは情報を収集し、働く障害者像を思い浮かべるなど、企業内での理解が進むことが望まれる。

単に障害者の雇用率を上げるのではなく、障害者を含む多様な人材が力を発揮するためにはどうしたらいいのかという観点から、障害者雇用のあり方を考えることが必要であろう。

（大橋 徹）